

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014長第55号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年5月24日 13時04分ごろ
発生場所	長崎県五島市大瀬埼 <sup>おおせ</sup> 西北西方沖 大瀬埼灯台から真方位299° 1,600m付近 (概位 北緯32°37.2′ 東経128°35.1′)
事故等調査の経過	平成26年7月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>ひじり</sup> 聖丸、6.0トン NS2-24125（漁船登録番号）、個人所有 第292-33810号（船舶検査済票の番号） B 漁船 <sup>しんりょう</sup> 第3進漁丸、2.55トン NS3-65003（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷外板に破口等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、大瀬埼西北西方沖を約15ノットの対地速力で北北東進中、平成26年5月24日13時04分ごろA船の右舷船首とB船の左舷とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、大瀬埼西北西方沖で船首を北方に向け、パラシュートアンカーを船尾から投入し、一本釣り漁の操業をして漂流中、A船と衝突した。 A船及びB船は、自力で航行して五島市玉之浦漁港に帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視程 約1.5～2.0km 海象：波高 約1.0～1.5m
その他の事項	A船は、航行中、船首浮上により、船首から両舷にそれぞれ約5°の範囲の死角（視界が制限される状態）があり、船長Aは、ふだん、操船するとき、船首死角を補うため、身体を左右に動かして見張りを行っていた。 船長Aは、大瀬埼南西方の漁場に向かう際、本事故発生場所付近で漁をしているB船を見掛けていたが、大瀬埼北方に向けて漁場移動を始めたとき、船首方に他船を認めなかったため、B船は漁を終えて帰ったものと思っていた。

	<p>船長Aは、船首方に他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを行っていなかった。また、レーダーを作動させていたが、画面は見えていなかった。</p> <p>船長Aは、本事故時、右舷側に発見した浮流物に視線を向けていたが、本事故後、同浮流物がB船の投入していたパラシュートアンカーであったことを知った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、右舷側中央付近で右舷方を向いて一本釣り漁を行っていたので、左舷方から接近するA船に衝突するまで気付かなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、大瀬崎西北西方沖を北北東進中、船長Aが船首方に他船はいないと思い、船首死角を補う見張りを行わずに航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、大瀬崎西北西方沖で釣りをして漂泊中、船長Bが右舷側中央付近で右舷方を向いて一本釣り漁を行っていたことから、左舷方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、大瀬崎西北西方沖において、A船が北北東進中、B船が釣りをして漂泊中、船長Aが船首死角を補う見張りを行わずに航行し、また、船長Bが右舷方を向いて一本釣り漁を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、船首死角が生じる場合は、船首死角を解消する措置を講じ、レーダーも活用して他船を見落とさないようにすること。</li> <li>・操業中も周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>